

令和7年5月28日

記者クラブ加盟社 各位

摂津市 市長公室 広報課

### NHK放送受信契約漏れについて

標記のことにつきまして、下記の事案が発生しました。このような事案を繰り返さないよう再発防止に努めます。

#### 記

#### 1. 概要

NHK放送受信契約について、事業所（官公庁を含む）の場合は、テレビ受信機の設置場所（部屋、自動車、携帯電話など）ごとの放送受信契約が必要であるところ、未契約の設置場所があることが判明しました。

#### 2. 対象数（全ての公共施設）

テレビ	カーナビゲーションシステム	携帯電話	計
6	16	24	46

#### 3. 原因

事業所において、カーナビゲーションシステムや携帯電話などにテレビ受信機能がある場合、それぞれに放送受信契約が必要であるということについて認識が不足していたとともに、一部設置場所については報告が漏れている箇所がありました。

#### 4. 今後の対応

- ・NHKと協議を行い、適切に契約を締結し、未払い分の支払い事務を進めてまいります。
- ・テレビ受信機能があるカーナビゲーションシステムについては、必要な場合を除いてテレビが映らないよう修繕又は撤去します。
- ・携帯電話については、テレビ受信機能がない端末に更新します。

#### 5. 再発防止策

- ・今後購入するカーナビゲーションシステム及び携帯電話については、必要な場合を除いて、テレビ受信機能のない機器仕様に統一します。
- ・NHK放送受信契約について、毎年度全庁的に周知、調査を行います。

お問い合わせ先

摂津市 総務部 資産活用課

担当：浅田

TEL：06-6383-1325（内線2180）

Mail:shisan-katsuyou@city.settsu.osaka.jp